



埼玉県電話相談窓口

「子どもスマイルネット」に相談してみませんか？

子どもスマイルネットは、子ども（原則18歳未満）に関わるさまざまな悩みについて、相談を受ける埼玉県の電話相談窓口です。

友達のこと、学校のこと、家族のこと、子育てのことなど、どんな悩みでも相談できます。お子さまも、保護者のかたも、お気軽にご相談ください。名前は言わなくても大丈夫です！ 秘密は守ります。

いじめや体罰など、子どもの権利侵害に関する相談については、希望により「埼玉県子どもの権利擁護委員会」が面接相談（予約制）を行い、関係機関と協力しながら問題の解決に取り組みます。

子ども本人からの相談（例）

- ・友達とケンカをした
- ・急に仲間はずれになった
- ・学校に行きたくない
- ・先生からの言葉に傷ついた
- ・親やきょうだいに怒られてつらい

保護者からの相談（例）

- ・子育てがうまくいかずイライラする
- ・仕事と子育ての両立で疲れてしまった
- ・子どもが反抗する
- ・学校にいじめの相談をしたが改善されない
- ・子どもが学校に行きたがらず心配



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

○相談専用電話番号

☎048-822-7007

○相談時間

毎日 午前10時30分～午後6時
（祝日・12月29日～1月3日を除く）



ホームページ
QRコード

問合せ＝埼玉県 福祉部 子ども安全課 ☎048-834-8755

5月と9月はあいさつ・ありがとう重点推進月間

あいさつ・ありがとう運動を推進します

まほう ことば
「ありがとう！」は魔法の言葉



軽自動車税種別割・固定資産税（第1期）の納期について

納期限 5月31日(月)



5月31日(月)は、軽自動車税種別割・固定資産税（第1期）の納期です！忘れずに納めましょう。
スマートフォン決済アプリ（PayB、PayPay）でも納められます。

軽自動車税種別割には減免制度があります

身体に障害があるかたなどが所有する軽自動車については、税の減免制度があります。申請は毎年必要になりますので、減免を受けようとするかたは、お早めに総務税務課 資産税係へ申請してください。

■申請期限 5月31日(月)まで

■持参するもの

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（コピー不可）
- ②運転者のかたの運転免許証
- ③自動車検査証または軽自動車届出済証
- ④納税通知書
- ⑤納税義務者のかた（法人を除く）の個人番号確認および身元確認書類

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送でも受け付けます。詳しくはお問い合わせください。

※自動車税の減免は、障害があるかた1名につき1台に限られます。すでに普通自動車税種別割の減免を受けているかたは、重複して軽自動車税種別割の減免は受けられません。また、障害の程度によっては減免を受けられない場合があります。

減免申請にはマイナンバーを忘れずに!!

減免申請を行う場合、マイナンバー（個人番号）または法人番号の記入が必要となります。個人のかたが個人番号を記載した申請書を提出する際は、本人確認（番号確認および身元〈実存〉確認）が必要となるため、運転免許証などの本人確認書類の提示、または写しの添付をお願いします。



軽自動車の廃車・売却をしたが、納税通知書が届いた…



4月1日以前に廃車手続きや車両を売却したにもかかわらず軽自動車税種別割が課税されている場合は、総務税務課 資産税係までご連絡ください。

問合せ＝総務税務課 資産税係 ☎76-5131

県税事務所からのお知らせ

埼玉県の自動車税種別割は金融機関のほか、コンビニでも納められます。忘れずに、5月31日(月)までに納めましょう。

※自動車税種別割全般に関すること、住所変更、納付書紛失などの連絡、納税状況の確認などについては、自動車税コールセンター（☎0570-012-229）へご連絡ください。